

(4) 聖学院大学 単位認定試験等における不正行為懲戒内規（学則第37条関連）

（趣 旨）

第1条 この内規は、「聖学院大学学生懲戒内規」第4条第2項の規定に基づき、定期試験においてカンニング行為その他の不正行為が行われた場合について、懲戒処分内容及び手続その他の必要な事項を定める。

（懲戒処分の対象者）

第2条 この内規が定める懲戒処分は、聖学院大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生を含む。以下同じ。）を対象とする。

（懲戒処分の目的）

第3条 この内規が定める懲戒処分は、単位認定試験等において次条に定める不正行為を行った学生（以下「対象学生」という。）に対し、その不正への自覚と反省を促すとともに、本学の教育の質を保証することを目的として行う。

（不正行為）

第4条 単位認定試験等（中間試験等の授業内試験を含む）において学生が行う次の行為を、不正行為とする。

- (1) 次項に定めるカンニング行為
- (2) 自己に代わって他人に受験させること
- (3) 他の学生が行う前2号の行為に協力し、又はこれを手助けする行為
- (4) その他不正な手段を用いて解答を作成すること

2 「カンニング行為」とは、試験問題の解答を作成するに当たり、試験中、次の行為（当該科目の担当教員又は試験監督者が特に許可したものを除く。）をすることをいう。

- (1) 書籍、資料又はノート（これらのコピーを含む。）を参照すること
- (2) 自己の所持品若しくは身体又は教室内の設備若しくは備品に施した書込み（データ状のものを含む。）を参照すること
- (3) 他人の答案を盗み見ること
- (4) 他人と通じて、又は通信機器若しくは電子機器を使用して解答内容についての示唆を得ること
- (5) 配付された解答用紙を、予め用意した解答用紙又は他人が作成した解答用紙と交換すること

3 論文（卒業論文を含む）、レポート、作品等の成績評価に関わる提出課題において学生が行う次の行為を、不正行為とする。

- (1) 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用すること
- (2) 他人とほぼ同一の内容で課題を作成し提出すること
- (3) 他人が作成した論文等を、自己の氏名に書き換え提出すること

（懲戒の内容）

第5条 本学は、対象学生に対し、次の各号に定める懲戒を重ねて科すものとする。

- (1) 2週間の停学（課外活動への参加の禁止を含む。）
- (2) 不正行為を行った科目の当該学期における単位の不認定
- (3) 当該試験期間中に受験し、又は提出した全科目についての試験又はレポートの得点の50%減点2停学期間分の授業料その他の学納金は、返納又は減免されない。
- (4) 私費外国人留学生授業料減免規程に定める授業料減免適用者の授業料減免停止

3 学長は、教育上必要であると判断したときは、第1項各号又は第2項の懲戒と併せて、誓約書又は反省文の提出を対象学生に課すことができる。

（登校禁止命令）

第6条 教務部長は、対象学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、登校禁止を命じることができる。

2 学長は、教務部委員会の意見を聴いて、登校禁止の期間を停学期間に算入することができる。

（不正行為の事実の調査）

第7条 試験監督者は、定期試験において不正行為又はその疑いのある行為を発見したときは、それを

行った学生の解答の作成を直ちに中止させ、証拠物があるときはこれを押収するとともに、当該学生を試験実施本部（定期試験の適正な実施のために待機する教務部委員をいう。）に連行し、経緯を報告する。

- 2 報告を受けた試験実施本部は、当該学生及び試験監督者からの事情聴取その他の調査を行い、その結果を教務部長に報告する。
- 3 前項の調査においては、不正行為又はその疑いのある行為を行った学生に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。

（懲戒処分の手続）

第8条 前条第2項の報告を受けた教務部長は、遅滞なく、教務部委員会を招集する。ただし、不正行為に該当しないことが明らかとなった場合は、この限りでない。

- 2 教務部委員会は、前条の調査の結果を基に、当該行為の不正行為の該当性及び懲戒処分の内容を協議する。この場合において、調査の結果に疑義があるときは、当該学生を呼び出して事情を再聴取することができる。
- 3 教務部委員会は、前項の協議の結果を学長に答申する。
- 4 学長は、前項の答申を基に、懲戒処分を決定する。
- 5 教務部長は、前項の懲戒処分を、大学教授会に報告するものとする。ただし、特に秘密保護の必要性が高い事案であるときは、この限りでない。

（懲戒処分の通告）

第9条 懲戒処分が決定したときは、教務部長は、対象学生を呼び出し、これを通告する。ただし、特段の事情があるときは、書面にて通告することを妨げない。

- 2 前項の通告は、対象学生が所属する学科又は研究科の学科長又は研究科長、教育支援課マネージャーその他関係教職員の立会いの下にこれを行う。

（懲戒処分の公示）

第10条 懲戒処分が決定したときは、本学は、対象学生の氏名及び所属並びに懲戒処分内容及び理由を公示するものとする。ただし、その全部又は一部を非公示とすべき特段の事情があるときは、この限りでない。

（退学願又は休学願の取扱い）

第11条 懲戒処分の確定前に、対象学生から退学願又は休学願が提出されたときは、本学は、懲戒処分が確定するまでこれを受理しない。

- 2 前項の退学願又は休学願における退学又は休学の意思の内容と、懲戒処分の内容との間に、齟齬のある部分があるときは、その部分については、懲戒処分の内容が優先されるものとする。

（改廃手続）

第12条 この内規の改廃は、教務部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正（規程形式の変更、第6条、第9条第2項、第11条、第12条、その他字句修正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正（第5条第1項）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正（内規名称の変更、第3条、第4条第1項及び第3項）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この内規の一部改正（役職名関係）は、2023年2月8日から施行し、2022年4月1日から適用する。